

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（○）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】DC法施行令改正（マッチング拠出における加入者掛金の
変更回数の制限規定の一部改正）等について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年12月19日に、以下2つの政令が公布されました。

- ①社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（令和7年政令第430号）
- ②確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第431号）

それぞれの政令の内容は以下のとおりです。

- ①社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（令和7年政令第430号）

- ・マッチング拠出における「加入者掛金額は事業主掛金額を超えない」という制限の廃止について、施行期日は以下のとおりとする。

施行期日：2026年4月1日

- ②確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第431号）

- ・改正内容

①の施行に伴い、企業型DC加入者掛金の変更回数の制限規定（拠出単位期間において1回限り）の例外として「事業主掛金の額が引き下げられることにより事業主掛金

の額が企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、企業型年金加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように変更する場合」を含める必要がなくなったことに伴い、当該場合を企業型 DC 加入者掛金の変更回数の制限規定に含め、1 回分として数えることとする。

施行期日：①の施行の日（2026年4月1日）

通知：「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）」
（2025年12月19日 年発1219第1号）

※2025年11月29日までパブリックコメントに付されていたもの。

メルマガ 2025.11.4「マッチング拠出における、加入者掛金の変更回数の制限規定の一部改正について（DC 法施行令改正）（パブリックコメント）」

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2025/magazine/n456_nenkin_magazine_20251104.pdf

※パブリックコメント結果

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250261&Mode=1>

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社 団体年金部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202512-170-0379-D